



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

平成24年度税制改正案(個人所得税)

政府は、『社会保障と税の一体改革成』を目指し、「消費税率を2010年代半ばまでに段階的に10%まで引き上げる」として張り切っています。原案に「2015年度までに」という期限に幅をもたせた。また、消費税率引き上げの前提条件として「経済状況の好転」が加えられました。

各方面で様々な考え方があると思いますが、この国を「自爆で撃沈」させないで！と祈るばかりです。

今回は、個人所得税の増税案について調べてみました。

1. 給与所得控除の見直し(案)

給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限(245万円)を設定します。

法人役員等については、以下の見直しを行います。

- ・ 給与収入4,000万円超は、2分の1の額(125万円)を上限とします。
- ・ 給与収入2,000万円を超え4,000万円までの間は、控除額の上限を4分の3とする部分を含め調整的に徐々に控除額を縮減します。

所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用します。

2. 特定支出控除の見直し(案)

適用範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費、職業上の団体の経費)を追加します。

適用判定の基準を給与所得控除の2分の1(現行:控除額の総額)とします。

所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用します。

3. 退職所得課税の見直し(案)

勤続年数5年以内の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止します。

所得税は平成24年分から、住民税は平成24年1月1日以後に支払われるべき退職金から適用します。

【退職所得に係る所得税額の計算】

退職所得に係る所得税額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 × 税率

4. 成年扶養控除の見直し(案)

23歳から69歳までの成年を一律に控除の対象としていた扶養控除について、以下の見直しを行います。

- ・ 障害者、要介護・要支援認定者及びこれらの人の介護をしている生計を一にする扶養親族その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生については、引き続き控除の対象とします。
- ・ 給与収入568万円(所得400万円)以下の納税者については、扶養による担税力の減殺に配慮し、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き控除を適用します。
- ・ 給与収入568万円(所得400万円)から段階的に控除を縮減し、給与収入689万円(所得500万円)以上の納税者については、控除を廃止します。

所得税は平成24年分から、住民税は平成25年度分から適用します。

【算式】

控除額 = { 38万円 - (合計所得金額 - 400万円) × 38 / 100 } × 成年扶養親族の人数

5. 上場株式等の譲渡益及び配当の課税について(案)

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率を2年延長し、平成26年1月から20%の本則税率とします。これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等の配当・譲渡所得等の非課税措置(いわゆる「日本版ISA」)の導入時期を平成26年1月からとします。